

令和3年度 岩手県内部統制評価報告書

県は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第4項の規定に基づき、次のとおり報告書を作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

「岩手県内部統制基本方針」（令和2年1月29日改定。以下「基本方針」という。）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制の取組を推進しています。

内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができるよう、内部統制の取組を適宜見直ししながら、推進します。

2 評価手続

令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、「内部統制評価実施要領」（令和4年7月7日付け行経第102号）に基づき、基本方針第2に規定する対象事務（財務に関する事務）に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記の評価手続により全庁的な評価を実施したところ、不適切な事務処理（国庫補助事業において、事務の執行を怠った結果、多額の不用残額を発生させるほか、複数事務の適切な対応を怠ったもの）の内部統制における運用上の重大な不備が把握された所属があったことから、当該所属における内部統制は有効に運用されてはいなかったと考えます。なお、当該所属においては、再発防止策を講じたところですが、引き続き、より一層の適切な事務執行が図られるよう、関係部局と連携の上、取り組む必要があります。

また、その他の所属においても、対象事務の不備（支払いや収入の遅延、財産登録漏れなど）が把握されたところですが、既に対応策を整備し、リスクマネジメントの強化につなげていることから、内部統制は概ね有効に運用されていたと考えます。今後においても、再発防止に向け、より一層の適切な事務執行が図られるよう、取り組む必要があります。

4 不備の是正に関する事項

上記の運用上の重大な不備等については、把握後、対応を行ったところですが、リスクマネジメントの強化を図るため、今後においても、不備等の情報の共有や研修の実施など再発防止に取り組めます。

令和4年8月5日

岩手県知事

達増拓也